

福島労発基0921第2号  
令和4年9月21日

各団体の長 殿

福島労働局長



### 福島県最低賃金額の改定に伴う周知広報等について（依頼）

労働行政の運営につきましては、日頃から特段のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福島県最低賃金額は、令和4年10月6日から858円（現在の時間額828円から30円引き上げ）となります。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、当局においては、最低賃金額の改定について、その周知広報に努めています。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の重要性についてご理解をいただき、添付のポスター及びリーフレットの活用のほか、貴職が広報誌（紙）、会報及びホームページ等を発行、運営されている場合は、それを通じた会員事業所等に対する改定される福島県最低賃金額の周知にご高配をいただきますようお願い申し上げます。

また、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」を引き上げやすい環境を整備するための中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策である「業務改善助成金」については、令和4年9月から原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これら事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援を拡充しました。

つきましては、「業務改善助成金」についても、別添のリーフレットや厚生労働省のホームページ（下記の二次元コード参照）を参考に、周知にご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。



【担当者】（最 低 賃 金）：賃金室 大野木 TEL 024-536-4604  
(業務改善助成金)：雇用環境・均等室 坂内 TEL 024-536-4609

# 知っていますか？ 自分の最低賃金

福島県 最低賃金

858円  
時間額

令和4年 10月6日から

前年比 30円 UP 

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認！

最低賃金に関する特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
福島労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-rooudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成

# 「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を  
保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

### 1 時間給の場合

時間給	≥	最低賃金額（時間額）
円		円

### 2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

### 3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

### 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

## 業務改善助成金

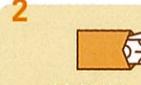
最大  
600万円を  
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

### 支給の要件



事業場内最低賃金の  
引上げ



引上げ後の  
賃金額の支払い



生産性向上に資する  
機器・設備などを導入

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の  
動画もあります。

詳しくは、こちら 業務改善助成金 検索



### 助成金 支給まで の流れ



交付申請書・  
事業実施計画などを、  
事業場がある都道府県  
労働局に提出



交付決定後、  
提出した計画  
に沿って事業  
実施



労働局に  
事業実施結果  
を報告



支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

(R4.9)